

— 特記仕様書 —

施工条件明示書

工事番号	令和5年度 仙松維第6号	工事名	仙台松島道路 路肩構造改修工事	事務所名	宮城県道路公社
項目	条件	内容		施工方法	備考
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。				
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置					
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input checked="" type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)			
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	<input checked="" type="radio"/>	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。			
(3) 上記以外	<input checked="" type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手			
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 納期局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html					
3 特例監理技術者の配置					
	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	建設業法第26条第3項ただし書の規程を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする		
<p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。</p> <p>(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随時契約により締結される場合に限り。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)</p> <p>(オ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行わなければならない。</p> <p>(カ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(キ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(ク)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>(ケ)専任補助者を配置しない工事であること。</p> <p>(コ)維持管理業務同士は兼務できない。</p> <p>※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等</p> <p>(サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。</p> <p>2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。</p> <p>3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINNS)への登録を行うこと。</p>					
4 積算基準及び設計単価の適用期日					
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<p>本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。</p> <p>なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。</p> <p>ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。</p> <p>適用「なし」の理由 (例) ・本工事は災害に伴う応急仮工事であり、積算及び契約が同月となる見込みであるため。</p>		
5 工程関係					
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	仙台松島道路管理事務所の保全業務委託等との調整		
(2) 施工時期による制限	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	休日および工事抑制期間について、作業を行わないものとする。但し、工事を行う必要がある場合や施工計画上で必要な場合はこの限りではない。		休日作業届を提出のこと。 施工計画書に記載のこと。
(3) 関係機関等との協議の未成立	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	宮城県警察高速道路交通警察隊との車線規制における協議		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	上記協議結果によっては、条件が付されることがある。		
6 公害対策関係					
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	各関係法令、条例による。		
7 安全対策関係					
(1) 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	宮城県警察高速道路交通警察隊との協議回答及び保安設置計画書による。		
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
8 排水工関係					
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	濁水等が発生した際は適切な処理を行うこと。		
9 建設副産物対策関係(建設発生土)					
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。				
			処理・処分する場所		
			名称	所在地	
(2) 建設発生土	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	トミー・トランスポーター(株)東松島リサイクルセンター	東松島市高松	運搬、処分
					12.8 km